

令和4年度 訪問看護実践力向上のための専門看護師・認定看護師等による助言指導事業

1. 目的

訪問看護ステーションが地域のニーズに沿った質の高い看護を提供すると共に、効率的・効果的な運営を行うためには、訪問看護師の看護実践能力や管理力などの向上を図ることが必要である。

在宅では、多様なかつ医療依存度の高い利用者が増えている現状があることから、更に質の高いケアを行うことができる看護職が増えるよう、専門看護師や認定看護師による助言指導事業を実施する。

2. 事業内容

(1) 訪問看護ステーションにおける訪問看護実践助言指導事業

ア) 事業概要

訪問看護内容や指導内容等に関して専門的な視点での助言を得ることを希望する訪問看護ステーションに、その内容に応じて専門看護師あるいは認定看護師等とのメールや電話により看護内容への指導を得る機会を設け、ケアを学ぶ機会を設ける。

イ) 対象

訪問看護内容への助言指導を希望する訪問看護ステーションおよび看護師

ウ) 事業実施期間

令和4年4月1日 ～ 令和5年3月30日

エ) 開催場所

助言指導を希望する訪問看護ステーション

オ) 助言指導の申込方法

- ① 相談したい内容について、様式1にて、助言を申し込む。
- ② 電話の場合は、支援センターにて助言指導者及び助言指導日を調整する。
- ③ 助言指導者に訪問看護ステーションからメール(または電話)にて助言希望内容を連絡する
- ④ 助言を受けたステーションは、様式2により助言結果の報告を支援センターに提出する。

3. 実施主体

この事業は、公益社団法人滋賀県看護協会の訪問看護支援センターが調整し、専門看護師・認定看護師等の協力を得て実施する。

4. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は看護協会長が別途定める。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。